

甲州市農業委員会日程

会期	平成30年1月26日(金)			自	午後3時00分
				至	午後4時30分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室				
日 程					
1	会議録署名委員の指名				
2	会長報告				
3	議 案				
	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について			(13件)
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について			(2件)
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について			(1件)
	第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)			(14件)
	第5号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)			(12件)
	第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について			(12件)
	第7号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による承認について			(1件)
4	報告				
	第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について			(2件)
5	その他				

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成30年1月26日(金) 午後3時00分から午後4時43分
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 坂本 忠	2 早川 博	3 窪川 哲郎
4 平山 重三	5 根津 信彦	6 ー
7 雨宮 宏	8 萩原 一重	9 飯島 務
10 竹井 正人	11 長沢 光高	12 藤原 英一
13 南 秀岳	14 平山 尋文	15 宮原 王春
16 手塚 勲	17 中村 一男	18 萩原 勝俊
19 小佐川 武	20 今井 壽	21 雨宮 芳文
22 原 勝	23 佐藤 和也	24 丹澤 英一
25 佐藤 定之	26 小川 利雄	27 駒田 裕
28 大村 公宏	29 中山 仁	30 三科 健造
31 三森 一雄	32 神宮司 昭男	33 西矢 恵太郎
34 小池 宣弘	35 有賀 利隆	36 佐藤 充

1. 欠席した委員

4 早川 博

1. 本会議の会議録署名委員

3 窪川 哲郎 4 平山 重三

1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村正樹、中村 賢一、早川 崇、島田 淳、雨宮 果南

1. 会議日程 別紙

事務局	<p>会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。 (相互に挨拶) 着席してください。本日は定期総会に入る前に、今日の定期総会が第5期農業委員の最後の定期総会となりますので、委員の皆様方に田辺甲州市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
市長	(田辺市長あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。それでは市長につきましては、これでこの席を退席させていただきます。 それでは定刻となりましたので会長に挨拶をいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会長	(会長の挨拶)
議長	<p>只今から甲州市農業委員1月定例の総会を開催いたします。只今の出席委員は33名で定足数に達しております。 本日、2番 早川 博委員から欠席の旨、1番 坂本 忠委員から遅刻の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、3番 窪川 哲郎委員、4番 平山 重三委員をご指名いたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>日程2、会長報告 今月の会長報告はございません。</p> <p>日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、13件を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
9番	(議案第1号1番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。次に議案第1号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>

事務局	(議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
13番	(議案第1号2番の調査報告をする)
議長	ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号2番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。次に議案第1号3番、並びに4番を議題といたします。譲受人が同一人であるため一括上程といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第3番、4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
13番	(議案第1号3番、4番の調査報告をする)
議長	ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号3番、並びに4番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号3番、並びに4番については許可することに決しました。次に議案第1号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
16番	(議案第1号5番の調査報告をする)
議長	ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質

	<p>疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号5番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号5番については許可することに決しました。次に議案第1号6番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第6番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
20番	<p>（議案第1号6番の調査報告をする）</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号6番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号6番については許可することに決しました。次に議案第1号7番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第7番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
21番	<p>（議案第1号7番の調査報告をする）</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号7番については許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、議案第1号7番については許可することに決しました。次に議案第1号8番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第8番の許可申請についての朗読、概要の説明を</p>

	する)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
22番	(議案第1号8番の調査報告をする)
議 長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号8番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号8番については許可することに決しました。次に議案第1号9番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第9番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
23番	(議案第1号9番の調査報告をする)
議 長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号9番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号9番については許可することに決しました。次に議案第1号10番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第10番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議 長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
24番	(議案第1号10番の調査報告をする)
議 長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。

	<p>お諮りします。議案第1号10番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号10番については許可することに決しました。次に議案第1号11番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第11番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
27番	<p>（議案第1号11番の調査報告をする）</p>
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>（「なし」との声あり）</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号11番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号11番については許可することに決しました。次に議案第1号12番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第12番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
28番	<p>（議案第1号12番の調査報告をする）</p>
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>（「なし」との声あり）</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号12番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号12番については許可することに決しました。次に議案第1号13番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第13番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願い</p>

	いたします。
33番	(議案第1号13番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号13番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号13番については許可することになりました。次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、2件を上程し、意見を求めます。議案第2号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第2号農地法第4条第1番の許可申請について朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
15番	(議案第2号1番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第2号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することになりました。次に、議案第2号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第2号農地法第4条第2番の許可申請について朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
27番	(議案第2号2番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第2号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p>

	<p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1件を上程し、意見を求めます。議案第3号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第3号農地法第5条第1番の許可申請について朗読、概要の説明をする)</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>(議案第3号1番の調査報告をする)</p>
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第3号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p> <p>次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について14件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定 14 件について説明し、意見を求める)</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第4号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。</p> <p>次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について12件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定 12 件について説明し、意見を求める)</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声多数あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第5号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>

	<p>異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。</p> <p>次に、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について12件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案12件について説明し、意見を求める)</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声多数あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第6号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第6号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。</p> <p>次に、議案第7号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による承認について、1件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第7号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定による承認について、議案の朗読、概要の説明をする)</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声多数あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第7号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとの事ですので、議案第7号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。</p> <p>次に日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について2件を報告願います。</p>
事務局	<p>(合意解約の届出2件について説明する)</p>
議長	<p>只今の報告につきまして何かご発言ございますか。</p> <p>ご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。</p> <p>日程5その他、事務局より報告及び事務連絡等をお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・新年互礼会の案内について ・農業委員会運営費の会計報告について ・農業委員看板、農業委員証の返却について
議長	<p>事務局からは以上でございますけれども、委員の皆様から何かございますか。これが最後の会議となります。何かご発言はございますか。</p>

31番	<p>31番の三森です。教えてもらいたいことがありますして、私共は今月で終わりになるわけですが、2月から新しい人たちになると。そこで農業委員になる方と、推進委員になる方と、二つの役割りが出てくるわけです。これから農家の人たちが相談をする時に、どちらにすればいいのか、また農家として困った事があった時にどちらに相談に行けばいいのか。例えば私も相談を受けて、隣の畑に大きい木があって日陰で困るから切ってもらえないかということで、私が所有者にお願いをしたということもありましたけれども、これからそういうお願いをする時に、農業委員さんの所へ行けばいいのか、それとも推進委員さんの所へ行けばいいのか。また、事務局に提出する書類の署名はどちらに行けばいいのか、というふうにいろいろあると思うのですが、2月以降どういう対応になっていくのか、とりあえず私たち共が勉強させてもらいたいと思いますし、またついでにお願いしたいと思いますが、そういうことをぜひ広報紙でお知らせをしていただきたいと思います。以上です。</p>
事務局	<p>三森委員のご質問にお答えさせていただきます。今後の農業委員会の体制としまして、甲州市としましては、農業委員さん、推進委員さん両方にですね、今の農業委員さんと同じように活動の担当地区を決めさせていただきたいと考えております。前々から研修会等においてお話をしましたけれども、推進委員さんには議決権はございませんが、総会等において意見を述べたりすることはできますので、今までの農業委員さん、法的な部分につきましては推進委員さんも総会に出席していただき、調査報告まではしていただこうかと考えております。それに対しての議決は、農業委員さんがするような形を取らせていただきます。そんなことを含めまして、地元における相談等については、やはり担当地区を設けさせていただきます。推進委員さんが担当している地区であれば、推進委員さんの所へ当然行ってもらおうような形をとろうかと考えております。判子についても、推進委員さんも農業委員さんもまったく知らないということはちょっとただけなことかと思っておりますので、当然推進委員さんからも判子をいただこうと思っております。地区の農業委員さんについては、基本的には特にエリアを法的には示さないことになっておりますが、ある程度は推進委員さんと情報を共有してもらおうような形を取りたいと思っております。ですからなおさら総会には出てきていただいて、情報を共有する中で、やはり出てきてもらった方がいいのではなかろうかと思っておりますので、そのような体制にしていきたいと考えております。それから広報紙のお話ですが、今度の臨時総会が終わりました後に、3月号になります。広報紙とは別に、農業委員会だよりではないですが、その様なものを発行しようと考えております。当然、農業委員さんと推進委員さんの紹介を含め、顔写真入りで掲載を考えております。それを3月号の広報紙と一緒に出そうと考えております。以上です。</p>
31番	<p>大体は分かりましたけれども、もう少し確認的な意味でお願いしたいと思いますが、相談をするのは担当割が決まった推進委員さんでも農業委員さんでもどちらでもよいと。判子をもらうことは、推進委員さんからも判子をいただくというお話だと思います。そして農業委員さんと推進委員さんが情報を共有したいということは分かりますが、農家にとってみると、農業委員さんと推進委員さんの両方の判子が必要なのかどうかお聞きしたいと思います。</p>

事務局	ただ今のご質問にお答えさせていただきます。そうすると2重の手間になってしまいますので、直接担当エリアを持っている方から判子をいただく形を取らせていただきたいと思いますと考えております。
事務局長	基本的には現在のこの体制で動いていただき、あまり大きい変更は考えておりません。ですから19名の農業委員の皆さんには、議決権がひとつあるということです。それが農業委員の方にはあると。後はそこが分かれてしまったという活動の中で推進をしていただきたいと思います。あともう一つは農地の関係の流動化を農業委員の皆さんにも推進委員の皆さんにもかなり進めていただくということで、個々の活動をしていただくこととなります。その部分で手当等が上乘せで付いて参りますので、そうした活動を十分にさせていただいて農業者の確保、それから農地の流動化の部分の活動をこれまで以上に取り組んでいただくということを考えております。以上でございます。
議長	他に何かご質問、ご発言ございますか。 いずれにしてもあと数日で任期が終わりますけれども、その地域、あるいは自分が担当している中で、宿題みたいなものがある方もおられるかもしれませんが、新しい委員さんへの引継ぎ等ですね。あるいは今までの中で、新しい委員さんには分からないため、近くの人たちからいろいろ説明等を求められる場面もあろうかと思っておりますので、ぜひですねその辺は対応をお願いしたいと思います。
27番	任期は1月31日までですよ。それまでの判子はどうするのですか。私たちが押してよろしいのですか。
事務局	ただ今のご質問にお答えさせていただきます。判子は次の委員さんではなくて、現委員さんの判子をお願いしたいと思います。新しい委員さんはまだ任命されていませんので、よろしく願いいたします。
20番	推進委員も判子を押すということですが、議決権がない推進委員から判子をもらうのですか。判子を押すのは農業委員だけにできないのですか。議決権のない人の判子をもらってどうするのですか。
事務局	ご質問にお答えします。推進委員が申請案件の内容を知らないことは困りますので、申請案件の内容を確認する意味で押印してもらうということになります。申請案件の場所や面積、農地の権利移動がまったく分からないと困りますので、確認の意味で押印していただくということです。
20番	判子は推進委員が推すけれども、総会で調査報告をするのは農業委員ではないのですか。
事務局	先程も申し上げましたが、推進委員さんも総会で調査報告など説明はさせていただきます。議決権がないだけです。
20番	私たちの任期は1月末日までですが、1月中に売買や転用の案件に判子を押した場合、その案件は2月の総会に出されることとなります。新しい委員さんは判子を押していないため、調査説明はできないのではないでしょう

事務局	<p>か。案件の内容を知らないと思いますが、どうすればいいのでしょうか。</p> <p>その件につきましても、当然担当地区の案件でありますので、先程申し上げたとおり、地区で問題や課題がある場合は、ぜひ新しい委員さんに引き継いでくださいというお話を事務局長からさせていただきました。それと同じ考え方で、もし1月中に案件が出た場合は、判子を押印して、新しい委員さんに引き継ぎをお願いしたいと思います。</p>
20番	<p>では、1月中は判子を押してよろしいですね。先日、判子を押さなくて、新しい委員からもらってくださいと言ってしまったのですが。</p>
事務局	<p>1月31日までは、現在の委員さんの方で判子を押していただきたいと思います。</p>
27番	<p>新しい委員さんの任期はいつからですか。</p>
事務局	<p>間は空きませんので、新しい委員さんの任期は2月1日からです。2月1日の午後から新しい委員さんの任命書の交付式をさせていただきます。任命された委員さんをもって、第1回の臨時総会を開催しまして、その総会で推進委員さんの委嘱に関する事項等を決めさせていただきます。そこで総会を一度閉会しまして、次は推進委員さんの委嘱式を行って、その後に第2回目の臨時総会ということで、合同の総会を開催する予定でいます。2月1日から新しい委員さんと推進委員さんの任期になっております。</p>
議 長	<p>先程申し上げましたように、地区の後任という言い方は語弊があるかもしれませんが、ぜひ地域ごとの次期の委員さん方には、それらの引継ぎ等をしっかりお願いしたいと思います。他にはございませんか。</p> <p>発言もないようですので、閉会の前に一言お話したいと思います。お礼を申し上げたいと思います。</p> <p>(会長からお礼のあいさつ)</p> <p>以上で本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>会議の円滑な進行にご協力いただき御礼を申し上げます。</p> <p>それではこれで本日の農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>(閉会の挨拶する)</p> <p>(閉会16時43分)</p> <p>以上、会議の内容を録し、会議録署名委員と共に、署名、捺印する。</p> <p style="text-align: center;">会 長 ・</p> <p style="text-align: center;">署名委員 ・</p> <p style="text-align: center;">署名委員 ・</p>